

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針 の策定について

平成29年2月
水産庁

1 基本方針の策定について

(1) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「開発基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、

- ① 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項
 - ② 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項
 - ③ 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項
 - ④ 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項
- 等について、農林水産大臣が水産政策審議会（資源管理分科会）の意見を聴いておおむね5年ごとに定めることとされている。

(2) 現行の第9次開発基本方針は平成24年3月に策定されており、平成29年3月には5年が経過することから、新たな開発基本方針を策定し、公表する必要がある。

2 開発基本方針の目標年度について

平成14年の第7次開発基本方針より、目標年度を水産基本計画の目標年度と合わせて策定してきており、今回の第10次開発基本方針の目標年度についても、次期水産基本計画と合わせ平成39年度とする。

3 今後の予定について

2月23日 第81回資源管理分科会 開発基本方針（案）の中間報告

） パブリックコメント

4月（予定） 資源管理分科会 開発基本方針（案）の諮問・答申

開発基本方針の公表